

◎新潟県告示第627号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、田上町の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成25年4月26日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う期日、場所及び区域

| 検査日時  |                                | 検査場所        | 検査区域等  |
|---|--------------------------------|-------------|--|
| 6月3日（月）   | 午前10時から正午まで                    | 田上町役場公用車車庫棟 | 田上町全域  |
| 6月4日（火）   | 午後1時から3時30分まで                  |             |  |
| 6月5日から平成26年3月15日まで。<br>ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月31日、1月2日、1月3日を除く。 | 午前9時30分から正午まで<br>午後1時から3時30分まで | 新潟県計量検定所    | 上記の未受検者                                      |
|   |                                | 特定計量器の所在の場所 | 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器 |

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会